

● 本日の次第 ●

1. 開会挨拶

国土交通省 大臣官房審議官 内田 欽也
神戸市 副市長 油井 洋明

2. 行政セッション「ウォークブルな都市空間の実現に向けて」

国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設安全対策官 奥田 謁夫
神戸市 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課 課長 清水 陽

3. プレゼンセッション「これからのストリートが果たすべき役割」

小野寺康都市設計事務所 取締役代表 小野寺 康 氏
全国まちなか広場研究会 理事 山下 裕子 氏
株式会社E-Design 代表取締役 忽那 裕樹 氏

4. ディスカッションセッション

「これからのストリークの作り方・使い方」

パネラー：小野寺氏／山下氏／忽那氏／神戸市／国土交通省
コーディネーター：神戸芸術工科大学 教授 長濱 伸貴 氏

5. 次年度に向けて

国土交通省 都市局 街路交通施設課 課長 本田 武志

● お知らせ ●

✓ 質問・感想を右のQRコード※1からご投稿下さい。
ディスカッションセッションで取り上げます。

※1 →

セッションコード FGTOP



✓ 講演資料・開催レポートは、近日中に国土交通省HP ※2で公開予定です。

※2 →

✓ 「居心地の良い歩きたくなる街路づくり」に関連する今後のイベントの案内等を『マチミチ通信』としてお知らせしています。
参加申込にご登録いただいたアドレス宛に配信させていただきますので、不要の方は事務局までご連絡下さい。



H30.10 現地勉強会@大宮

事業進行中でも
賑わいをつくる



27自治体 61人参加

大宮 ストリートテラス

OST2018



AFTER

大宮ストリートテラス

OST2017



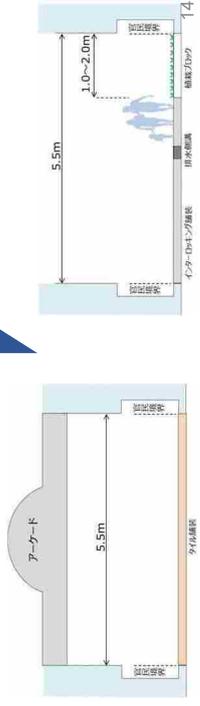
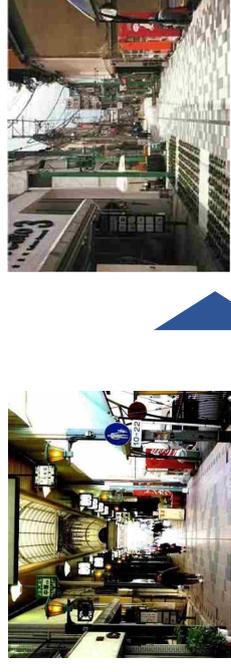
H30.12 現地勉強会@北九州

まちの元氣をつくる



33自治体 83人参加

魚町サンロード



現地勉強会 述べ210人の皆様からの生の声

現地を直接見て学べる
機会は貴重

折衝ことが個人的
担当者の裁量次第...

自組織内部の
調整に苦戦中...

何から
はじめればよいのか
わからない

全国に仲間と
つながれて心強い

H31.3 第1回全国会議



H31.3 第1回全国会議



ウォーカーブル推進都市 (令和元年12月31日時点)

※ウォーカーブル推進都市は随時募集中です！

1	北海道札幌市	36	埼玉県さいたま市	71	東京都狛江市	141	大阪府枚方市	176	山口県周南市
2	北海道旭川市	37	埼玉県春日部市	72	東京都多摩市	142	大阪府交野市	177	徳島県徳島市
3	北海道室蘭市	38	埼玉県川口市	73	東京都稲城市	143	大阪府八尾市	178	香川県高松市
4	北海道北広島市	39	埼玉県浦和市	74	東京都調布市	144	大阪府河内長野市	179	香川県丸亀市
5	北海道札幌南町	40	埼玉県熊谷市	75	神奈川県横浜	145	大阪府吹田市	180	香川県高松市
6	北海道沼田町	41	埼玉県蕨市	76	神奈川県鎌倉市	146	大阪府高石市	181	香川県高松市
7	北海道東神楽町	42	埼玉県草加市	77	神奈川県藤沢市	147	大阪府大塚市	182	香川県高松市
8	北海道士幌町	43	埼玉県川口市	78	神奈川県横浜	148	兵庫県神戸市	183	香川県高松市
9	青森県青森市	44	埼玉県川口市	79	新潟県新潟市	149	兵庫県姫路市	184	愛媛県松山市
10	青森県弘前市	45	千葉県市川市	80	新潟県三条市	150	兵庫県西宮市	185	愛媛県大洲市
11	青森県八戸市	46	千葉県市川市	81	新潟県見沼市	151	兵庫県西宮市	186	高知県高知市
12	青森県三好市	47	千葉県市川市	82	千葉県市川市	152	兵庫県西宮市	187	福岡県北九州市
13	青森県十和田市	48	千葉県市川市	83	千葉県市川市	153	兵庫県西宮市	188	福岡県久留米市
14	青森県むつ市	49	千葉県市川市	84	千葉県市川市	154	兵庫県西宮市	189	福岡県久留米市
15	岩手県盛岡市	50	千葉県市川市	85	千葉県市川市	155	兵庫県西宮市	190	福岡県久留米市
16	岩手県花巻市	51	千葉県市川市	86	千葉県市川市	156	兵庫県西宮市	191	福岡県春日市
17	宮城県仙台市	52	千葉県市川市	87	千葉県市川市	157	兵庫県西宮市	192	福岡県春日市
18	宮城県黒川町	53	千葉県市川市	88	千葉県市川市	158	兵庫県西宮市	193	福岡県春日市
19	宮城県仙台市	54	千葉県市川市	89	千葉県市川市	159	兵庫県西宮市	194	福岡県春日市
20	宮城県仙台市	55	千葉県市川市	90	千葉県市川市	160	兵庫県西宮市	195	福岡県春日市
21	福島県須賀川市	56	東京都新宿区	91	東京都新宿区	161	兵庫県西宮市	196	福岡県春日市
22	福島県須賀川市	57	東京都新宿区	92	東京都新宿区	162	兵庫県西宮市	197	福岡県春日市
23	福島県須賀川市	58	東京都新宿区	93	東京都新宿区	163	兵庫県西宮市	198	福岡県春日市
24	茨城県水戸市	59	東京都新宿区	94	東京都新宿区	164	兵庫県西宮市	199	福岡県春日市
25	茨城県下妻市	60	東京都新宿区	95	東京都新宿区	165	兵庫県西宮市	200	熊本県熊本市
26	茨城県笠間市	61	東京都新宿区	96	東京都新宿区	166	兵庫県西宮市	201	熊本県熊本市
27	茨城県取手市	62	東京都新宿区	97	東京都新宿区	167	兵庫県西宮市	202	熊本県熊本市
28	茨城県水戸市	63	東京都新宿区	98	東京都新宿区	168	兵庫県西宮市	203	大分県豊後大野市
29	茨城県水戸市	64	東京都新宿区	99	東京都新宿区	169	兵庫県西宮市	204	宮崎県宮崎市
30	栃木県宇都宮市	65	東京都新宿区	100	東京都新宿区	170	兵庫県西宮市	205	宮崎県小倉市
31	栃木県宇都宮市	66	東京都新宿区	101	東京都新宿区	171	兵庫県西宮市	206	宮崎県高鍋町
32	栃木県宇都宮市	67	東京都新宿区	102	東京都新宿区	172	山口県山口市	207	宮崎県川南町
33	群馬県高崎市	68	東京都新宿区	103	東京都新宿区	173	山口県山口市		
34	群馬県高崎市	69	東京都新宿区	104	東京都新宿区	174	山口県山口市		
35	群馬県高崎市	70	東京都新宿区	105	東京都新宿区	175	山口県山口市		

「居心地が良く歩きたくなる まちなか」のための 制度の創設

「まちなかウォーカーブル推進プログラム(令和2年度予算決定時点版)」 国土交通省

○令和元年6月26日、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」の提言として、「**居心地が良く歩きたくなるまちなか**」から「**まちなかウォーカーブル推進プログラム**」として、関連する令和2年度予算や税制改正、検討会・懇談会、作成予定の事例集等をとりまとめました。

○また、今回の提言に共鳴し、ともに取組を進める「**ウォーカーブル推進都市**」に、**2.0.2 団体の賛同** (12月13日現在) があります。ウォーカーブル推進都市をパートナーとして、強力に施策を推進していきます。



令和2年度税制改正

公共空間の拡大につながる民地の開放・施設の改修等を推進

- 「**居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特別措置の創設**」
 - ① 公共空間の拡大を図るための民地開放等に供した土地及び当該土地の上に設置した施設に係る課税の特例
 - 【固定資産税(土地・建物資産)・都市計画税(土地)】
 - 知事、広域連合等の用に供する土地及びその上に設置された芝生、ベンチ等の備置物の課税標準額を5年間1/2に軽減
 - ② 公共空間の充実を図るための改修した家屋(原則として1階部分)に係る課税の特例
 - 【固定資産税(都市計画税)】
 - オープン化(ガラス張り化等)した改修後の家屋(※)のうち市町村の認められた範囲(不特定多数の者が自由に交流、滞在できるスペースに限る)の課税標準額を5年間1/2に軽減
 - (※) 倉庫施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するものに該当するもの
 - (1)人中心のまちがかながらの修繕・改修(リノベーション)

※1は懇談会の提言としてまとめられた。→図による「10の施策」へにおける関連項目

官民連携により「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を実現

予算・税制等のパッケージ支援により、公共空間の拡大・改修・活用を推進

民 オープンスペースの提供・活用
【予算・税制・金融支援】

官 街路等の公共空間の改修
【予算支援】

官民連携による未来ビジョンの策定
【予算】 事業ビジョンの策定やエリアマネジメントの推進支援等

公共空間の活用促進
【実施】 都市再生推進法人の活用促進等

民地部分を開放(広場化)
【実施】 固定資産税5年間1/2に軽減等

建物低層部を開放・リノベーション(ガラス張り化等)
【実施】 固定資産税5年間1/2に軽減等

潜在的環境の向上のための歩行者滞在空間への改修(街路の広場化等)
【予算】 「ウォーカーブル推進都市」指定を機に整備等を行うこと

高川区 天王アザイル
○行財政連携による民地開放によるオープンスペース創設
○テナビに活用する建物1階部分をオープン化(ガラス張り化)し、用途を事務所から雑居ビルに活用できるオープンスペースを創設

松山市 花田通り
○片側1車線あった道路を片側1車線に減らし、歩行者空間を拡大するとともに、沿道施設と一体となった整備及び利用等を行うことで、街路空間をウォーカーブル空間へと再構築

松山市 花田通り
○片側1車線あった道路を片側1車線に減らし、歩行者空間を拡大するとともに、沿道施設と一体となった整備及び利用等を行うことで、街路空間をウォーカーブル空間へと再構築

官民連携のモデル事例

高川区 天王アザイル
○行財政連携による民地開放によるオープンスペース創設
○テナビに活用する建物1階部分をオープン化(ガラス張り化)し、用途を事務所から雑居ビルに活用できるオープンスペースを創設

松山市 花田通り
○片側1車線あった道路を片側1車線に減らし、歩行者空間を拡大するとともに、沿道施設と一体となった整備及び利用等を行うことで、街路空間をウォーカーブル空間へと再構築

松山市 花田通り
○片側1車線あった道路を片側1車線に減らし、歩行者空間を拡大するとともに、沿道施設と一体となった整備及び利用等を行うことで、街路空間をウォーカーブル空間へと再構築

整備前

整備後

「まちなかウォーカーカブ推進プログラム(令和2年度予算決定時点版)」

令和2年度予算

～ウォーカーカブまちなか形成に対する一括支援～

まちなかの官民のエリア空間を一体的に振興し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの整備・改善を一括で推進
○まちなかウォーカーカブ推進事業(新規) 補助:1.5億円、総額:2.627億円の内訳
・人中心のウォーカーカブ空間に際限なく歩きたくなるまちなかの区域において、既存ストックを最大限活用した整備・利活用を重点的・一体的に支援
→ (1)人中心のまちなかの整備・改善(リノベーション)

○都市格差解消推進支援事業(新規) 補助:700.0億円
・水辺空間とまちが融合した良好な空間形成を推進するため、都市機能誘導区域、居住誘導区域に隣接する水辺の区域を支援(水辺エリア等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な施設を除く)
→ (1)人中心のまちなかの整備・改善(リノベーション)

～都市の魅力高めるオンリーワン都市再生への支援～

Society5.0の実現に向けたエリア全体の価値向上につながる取組、民間の都市再生事業等、エリアの個性を高めるオンリーワン都市再生を推進
○スマートシティ(実証調査) 補助:2.3億円
・先進的な事例で全国の牽引役となる市民ソリューションを対象に、計画策定及び新規事業や組織構築を促したエリアの個性・実証実験への重点的な支援
→ (4)オンリーワン都市再生の推進

～官民連携まちづくり活動への支援～

官民関係者(自治体、地権者に加え、就業者、住民等)が幅広く集結した「エリアプラットフォーム」の活用等、まちづくりにおける支援供給の仕組みの活用を推進
○官民連携まちづくり推進事業(新規) 補助:1.0億円
・官民の人材やノウハウを結集し、エリアの形成やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立、自主型プラットフォームの構築に向けた取組を支援
→ (1)人中心のまちなかの整備・改善(リノベーション)
(5)エリアプラットフォームの形成・充実、(6)活性化・乗換した市民協会の活用

地域の多様な主体からの大小様々な形の「志ある資金」の活用等、まちづくりにおける支援供給の仕組みの活用を推進
○共同型都市再生事業(新規) 補助:4.18億円
・長期安定した資金を提供することで、緑地、広場、テラス等の整備を促し事業を支援
→ (6)多様な資金の確保の促進

○都市安全確保推進事業(継続) 補助:1.0億円
・都市再生緊急整備地域及び主要駅・中心部周辺地域の滞在者等の安全確保と都市機能の継続を図るための官民連携による取組を支援
→ (5)エリアプラットフォームの形成・充実

※「」は懇話会の提言としてまとめられた「国」による10の施策「」における関連項目

まちなかウォーカーカブ推進事業 施行地区

- ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
②まちなかウォーカーカブ区域 (周辺環境整備に係る事業を含む)

※ウォーカーカブ区域は、概ね1km程度の以内の区域を想定



まちなかウォーカーカブ区域
※歩ける範囲のエリア(概ね1km程度以内の区域を想定)であって賑わい溢れるまちなかつくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域

都市再生整備計画区域

※まちなかウォーカーカブ区域を支援する周辺環境の整備を図る区域
※施行地区の要件は、都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)の要件と同様

〈経過措置〉

令和3年度未だに事業開始する場合は、事業実施地における市町村が令和3年度中にまちなかウォーカーカブ区域を設定することを前提に、まちなかウォーカーカブ区域見込地での事業実施を可能とする。

まちなかウォーカーカブ推進事業(都市再生整備計画事業の拡充)概要

未定稿
令和2年度創設

○都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業。

事業主体:【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等
国費率:1/2

施行地区

- ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
②まちなかウォーカーカブ区域 (周辺環境整備に係る事業を含む)

※まちなかウォーカーカブ区域の設定については、令和3年度までの経過措置を想定

対象事業

Diagram showing project categories: (Basic projects) roads, parks, etc.; (Proposal projects) urban regeneration, etc.; (Potential projects) vacant space improvement, etc. Includes a map of the 'まちなかウォーカーカブ区域' and '都市再生整備計画区域'.

まちなかウォーカーカブ推進事業 拡充内容

支援対象事業

- 基幹事業について、既存ストックの利活用という観点から、都市再生整備計画事業から、いわゆるハコモノ・住宅の新設等を支援対象外とする一方、
○新たな基幹事業「滞在環境整備事業」の立ち上げや、外観の修景整備、建物内の公共空間整備等を新たに支援対象化

※支援対象事業の詳細は次項参照

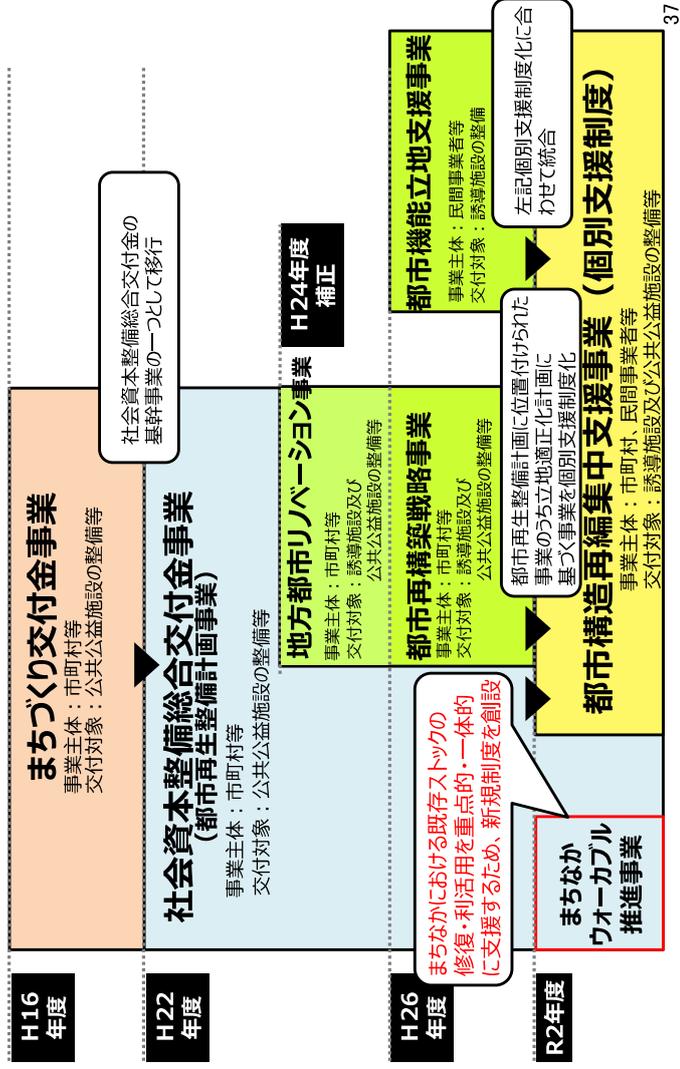
国費率・提案事業枠

- 国費率:1/2
○提案事業枠:2割を上限

事業主体

- 都道府県、民間事業者等(独立行政法人都市再生機構等を含む)を新たな事業主体に追加

都市再生整備計画事業 これまでの制度の変遷



まちなかウオーカブル推進事業 支援対象

対象事業	対象施設
1. 事業活用調査	対象施設
2. まちづくり活動推進事業	1 地域生活基盤施設
3. 地域創造支援事業	2 高質空間形成施設
4. 道路	3 高次都市施設
5. 公園	4 誘導施設
6. 駐車場有効利用システム	
7. 地域生活基盤施設	
1 緑地	
2 広場	
3 駐車場 (共同駐車場等) [明確化]	
4 自転車駐車場	
5 荷物共同集配施設	
6 公開空地 (屋内空間を含む)	
7 地域生活基盤施設	
8 地域防災施設	
9 人工地盤等	
1 緑化施設等 [明確化]	
2 電線類地下埋設施設	
3 電柱電線箱移設	
4 地域冷暖房施設 (設計に要する費用に限る)	
5 歩行支援施設・障害者誘導施設等	
6 情報化基盤施設	
8. 高質空間形成施設	
1 緑化施設等 [明確化]	
2 電線類地下埋設施設	
3 電柱電線箱移設	
4 地域冷暖房施設 (設計に要する費用に限る)	
5 歩行支援施設・障害者誘導施設等	
6 情報化基盤施設	

居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創設 (固定資産税・都市計画税)

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出のため、官民一体となったまちづくりの創出が必要。
 (成長戦略実行計画・成長戦略フォーラム・令和元年年度成長戦略活動に関する実行計画(令和元年6月21日 閣議決定)等に位置付け)

施策の背景
 ○都市再生の取組をさらに進めさせるには、官民一体となって魅力的な公共空間を確保し、多様な人々の出会い・交流の場を提供する。
 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出が必要。
 (成長戦略実行計画・成長戦略フォーラム・令和元年年度成長戦略活動に関する実行計画(令和元年6月21日 閣議決定)等に位置付け)

要望の結果
 ○市町村が、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域を設定し、まちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組を推進する新たな制度を創設。
 ○この制度に基づき、行政による公共施設の改修・利活用と併せて行われる周辺の土地所有者等による以下の取組に対し、税制特例を適用。

特例措置の内容
 ①公共空間の拡大を図るため公共施設等の用に供した土地及び当該土地の上に設置した償却資産に係る課税の特例
 【固定資産税(土地・償却資産)・都市計画税(土地)】道路、広場等の用に供する土地及びこれらの上に設置された芝生、ベンチ等の償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減
 <適用イメージ> 民地部分を開放(広場化)し、公共空間を拡大
 ②公共空間の充実を図るために改修した家屋(原則として1階部分)に係る課税の特例
 【固定資産税・都市計画税】オープン化(ガラス張り等)した改修後の家屋(※)のうち市町村の定める範囲(不特定多数の者が自由に交流・滞在できるスペースに限る)の課税標準額を5年間1/2に軽減
 (※)真鍮板、真鍮板、木製板、茶色板等のガラス張り化等によるものに限るもの
 <適用イメージ> 建物低層部をオープン化(ガラス張り)し、公共空間を充実
 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ
 税制特例適用箇所
 税制特例適用箇所

結果
 上記①、②について特例措置(～令和4年3月31日)を創設する。

これからの時代のストリーートの在り方を検討する

ストリートデザイン懇談会設置しました

懇談会委員

- ・コア委員
- 岸井隆幸(日本大学特任教授、座長)、泉山皇威(東京大学助教)、小嶋 文(埼玉大学准教授)、西村亮彦(国土館大学講師)、藤村龍至(東京藝術大学准教授、副座長)、三浦詩乃(横浜国立大学助教)
- ・オブザーバー
- 東京都、神戸市、姫路市、UR都市機構、警察庁
- ・関係部局 道路局 ※事務局：都市局

スケジュール

- ・8/29 第1回 総論 ～これからのストリートに求められるもの～
- ・10/01 第2回 「使う ～都市生活を豊かにするアクティビティ～」
- ・10/29 第3回 「作る ～居心地の良い歩きたくなる公共空間デザイン～」
- ・11/29 第4回 「変える ～ストリートを変える環境づくり～」
- ・12/18 第5回 「測る ～居心地の良いストリートの評価～」

・年度内 中間とりまとめ公表 → ガイドライン発出へ



第2回懇談会



第2回西村ゲスト委員ブレイン

リンク&ブレイスとしてのストリート

「リンク」としてのストリーートの使われ方

様々な手段による移動：

- 自家用車、貨物車
- 公共交通
- 自転車
- 歩行者

→ 要は「人々の移動」

「ブレイス」としてのストリーートの使われ方

- 人々が立って、座って、観光して、
買い物して、商売して...
- パフォーマンス、パレード、
デモンストレーション...
- + クルマに関係する活動としては
 - 駐車
 - 荷捌き

ストリートが持つ2つの機能～リンク&ブレイス

リンク=交通

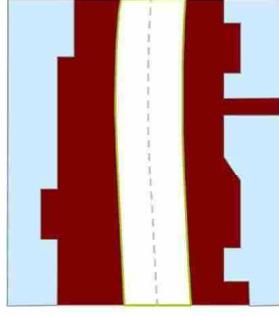
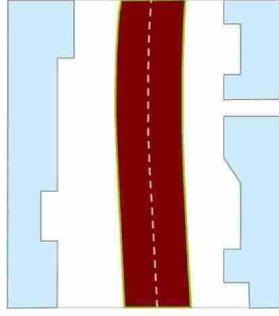
移動するための「導管」としてのストリート

設計目的：
時間を短縮

ブレイス=空間

それ自身が「目的地」となるストリート

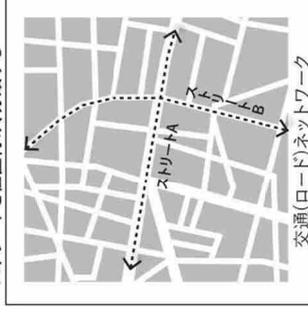
設計目的：
時間を過ごす



LINK AND 'PLACE': A NEW APPROACH TO STREET PLANNING AND DESIGN
Peter Jones, Centre for Transport Studies, UCL, London より抄訳

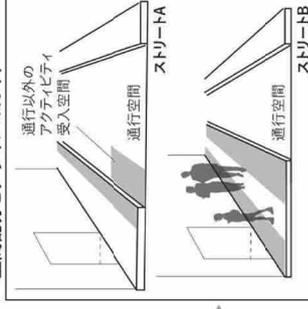
ストリーートの空間を再配分するプロセス

①交通ネットワーク内でストリートを位置付け、分類する



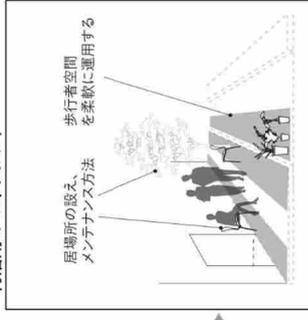
交通ネットワーク内で、通行以外の空間への本質的需要を見出し、ソーシングする。交通デザイナーだけでなく、沿道の建物用途やアアメニティ、市民意見を判断材料とする。

②位置付けられたストリーートの空間配分とデザインガイド



沿道の都市活動の活性化に寄与する通行空間の公共交通・自転車優先のデザイン、通行以外のアクティビティ受入空間のデザインのパターンを示唆する。

③歩行者空間の設えや利活用へのマネジメント



歩行者のアクティビティを活性化させる現場のノウハウを示す。空間の質の診断や、マネジメントの担い手の人材育成にも対応する。

LINK AND 'PLACE': A NEW APPROACH TO STREET PLANNING AND DESIGN
Peter Jones, Centre for Transport Studies, UCL, London より抄訳

「ストリートデザイナー・マネジメント：公共空間を活用する制度・組織・プロセス」より抄訳

懇談会の主な論点(案)

問題意識

- 各都市において、ストリートの改変に踏み出そうとした際に、例えば、
- ① 意義及び効果 ～ ストリートの改変の必要性や、それが生み出す多面的な影響、
 - ② 構成要素 ～ 沿道や周辺環境を踏まえた望ましいデザインや設え、
ストリートにおけるアクティビティや、これを担うプレイヤーのあり方、
 - ③ 交通ネットワーク ～ 各街路それぞれの位置付けから、外周街路の活用をはじめ
交通再配分の考え方、駐車場の配置や出入口のあり方、
- 等について、一定の取りまとまったリソースが乏しく、模索を繰り返しているのが現状。
このようなことから、市内での機運醸成から、市内調整、さらには関係機関協議等において、
アドホックな対応に苦慮している状況。

主な論点

- 1) ストリートを人間中心の空間へリノベーションしていく意義と効果とは？
- 2) ストリートの空間デザインや設えはどうかあるべきか？
- 3) どのようなアクティビティを、どう運営していくべきか？
- 4) どうプレイヤーを選び、育て、支え、つなげていくべきか？
- 5) ストリートを支える交通環境をどのように考えるべきか？

ガイドラインとして、参考となる考え方や手順等を取りまとめたいと予定

資料・議事概要
HPにて公表中！



「居心地の良い歩きたくなる街路づくり」 進めましょう